

第5章 騒音・振動

1. 騒音・振動問題

騒音とは、人に不快感をいだかせるような「好ましくない音」、「望ましくない音」のことをいいます。主なものとして、工場・事業場騒音、建設業騒音、自動車騒音、鉄道・飛行機等の騒音があります。また、近年ではカラオケ等による深夜営業店舗の騒音や、日常生活による近隣騒音も問題となっています。しかし、騒音問題には心理的要因が強く影響し、個人の受け取り方に大きな差があるため、規制することが困難な感覚的公害といえます。

振動の原因は、多くの場合、騒音の発生元と同一です。振動は、工場の生産活動や自動車の通行等によって発生し、近隣住民に睡眠障害や不快感などの心理的影響を与えたり、建物などに物的被害を与えたりします。

2. 瑞浪市の状況

平成26年度に環境課に寄せられた騒音・振動に関する苦情件数は1件でしたが、住宅地近隣においては、わずかな騒音・振動が生活に影響を与えることがあるため、特に配慮が必要です。

3. 環境騒音定点観測

市では、県と協力して住宅地周辺における環境騒音を調査するため、年に1回、市内4箇所における環境騒音定点観測を実施しています。平成26年度の測定結果は以下のとおりでした。

表15. 環境騒音定点観測の結果

測定地点	都市計画法の用途地域	環境基準の類型	測定日時		等価騒音レベル (dB) [※]	環境基準 (dB)
瑞浪市役所	第2種住居地域	B	10月17日	9:30～9:40	60.5	55
				14:00～14:10	61.0	
瑞浪市浄化センター	準工業地域	C	10月17日	10:45～10:55	63.2	60
				15:05～15:15	63.9	
土岐町12番地の1	商業地域	C	10月17日	10:10～10:20	59.0	60
				14:40～14:50	58.0	

※ 一定時間に発生した騒音をエネルギー量に換算し、時間平均したもの。

表 16. 道路近傍騒音測定の結果

① 測定地点情報

測定地点	瑞浪市上野町 3 丁目 94 番地	都市計画法の用途地域	商業地
騒音規制法の区域区分	第3種規制区域	道路種別	都道府県道
路線名	県道上山田寺河戸線	道路構造	平面
車線数	2 車線	低騒音舗装の有無	なし
遮音壁の有無	なし	住居等からの距離	1m
車道端からの距離	4m		

② 道路状況調査結果(平成 26 年 10 月 23 日)

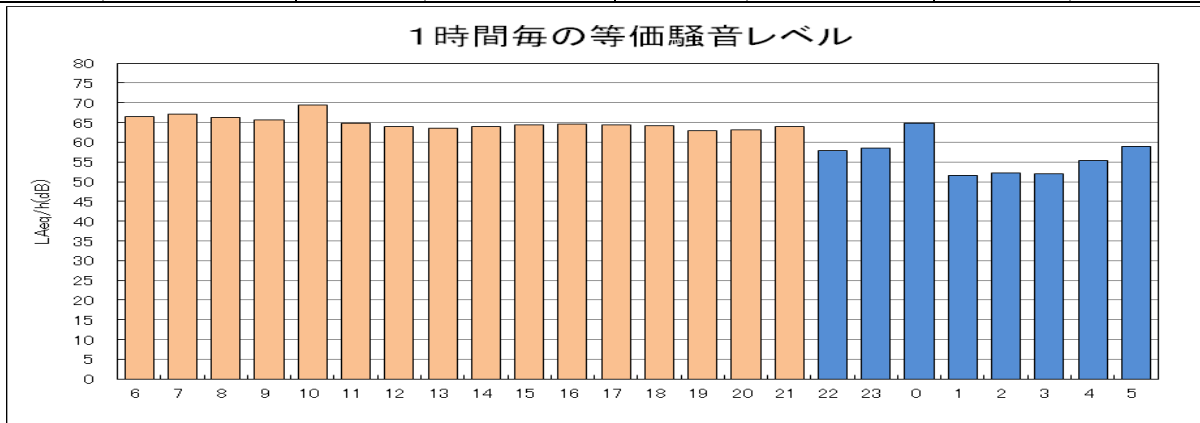
測定時刻	測定側車線 10 分間の交通量				反対側車線 10 分間の交通量				等価騒音レベル (dB)	後背地 [※] の等価騒音レベル (dB)	環境基準 (dB)
	大型 I	大型 II	小型	二輪	大型 I	大型 II	小型	二輪			
11:10	0	1	22	1	1	0	14	0	64.2	57.3	65
16:30	0	3	25	1	0	2	21	0	64.6	57.4	65
22:00	0	0	14	0	0	0	15	0	59.9	51.8	60
23:30	0	0	3	0	0	0	2	0	59.1	50.5	60

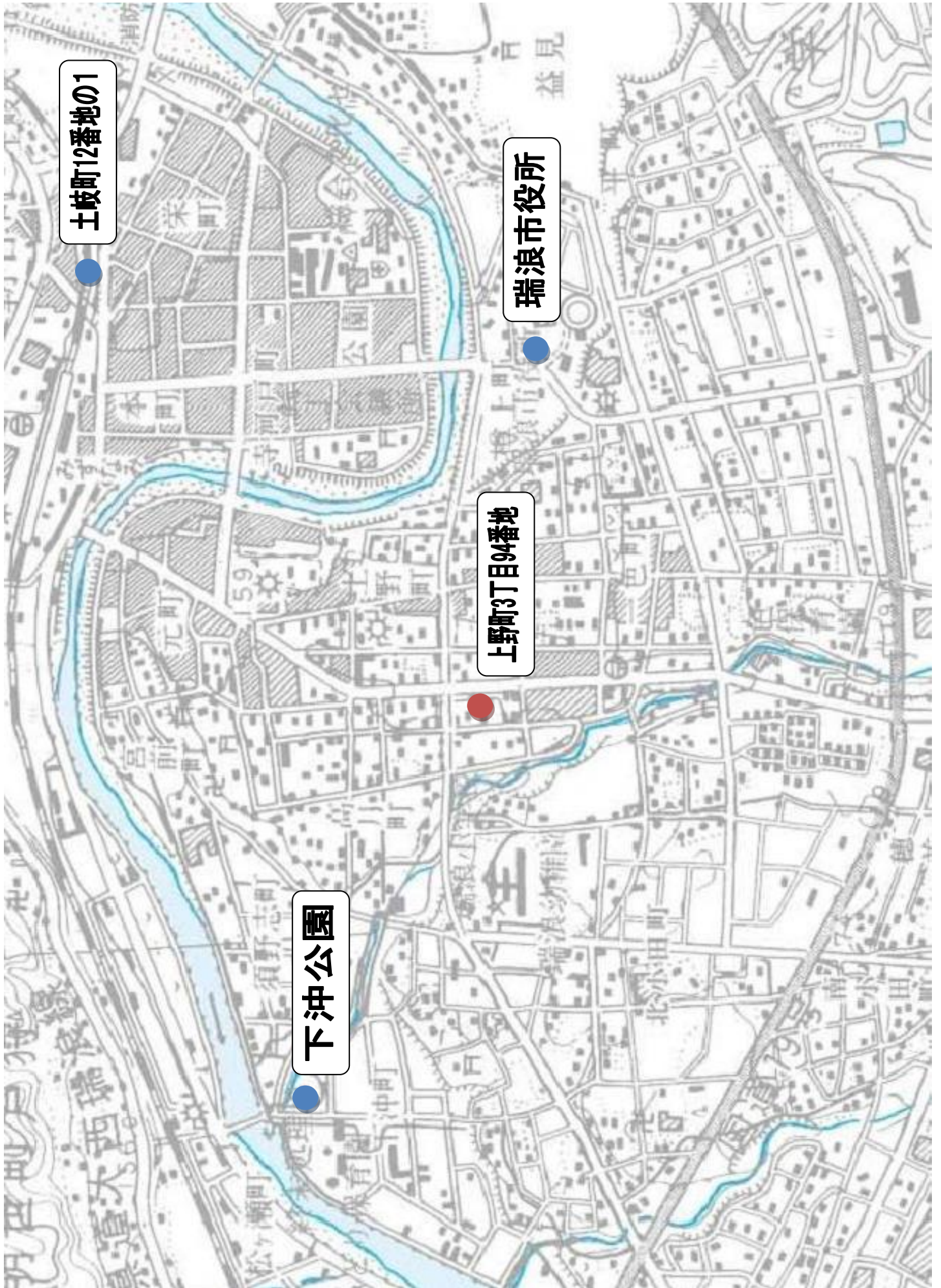
※ 車道端から 64m 地点

※ 一定時間に発生した騒音をエネルギー量に換算し、時間平均したもの。

③ 24 時間測定結果(平成 26 年 10 月 23 日～10 月 24 日)

測定時刻	等価騒音レベル (dB)	測定時刻	等価騒音レベル (dB)	測定時刻	等価騒音レベル (dB)	測定時刻	等価騒音レベル (dB)
6～7	66.4	12～13	63.9	18～19	64.2	24～1	64.8
7～8	67.1	13～14	63.5	19～20	62.9	1～2	51.6
8～9	66.3	14～15	64.0	20～21	63.1	2～3	52.2
9～10	65.7	15～16	64.4	21～22	63.9	3～4	52.0
10～11	69.4	16～17	64.6	22～23	57.9	4～5	55.4
11～12	64.9	17～18	64.4	23～24	58.5	5～6	59.0





土岐町12番地の1

瑞浪市役所

上野町3丁目94番地

下沖公園

4. 騒音・振動に係る特定施設の設置状況

騒音・振動に係る特定施設とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設であって、騒音規制法・振動規制法で定めるもの（資料１３，１４）を言います。また、岐阜県では岐阜県公害防止条例により、特定施設を追加規定しています（資料１５）。規制区域内において、これらの特定施設を設置する工場又は事業場は、市への届出が必要です。

平成２６年度末までに、本市に設置されている騒音・振動に係る特定施設を設置している工場等の実数は以下のとおりです。

表１７．騒音規制法に係る特定施設の設置工場等実数

特定施設の種類	工場等実数
１．金属加工機械	７
２．空気圧縮機	４３
３．土石用破砕機	８６
４．織機	０
５．建設用資材製造機械	７
６．穀物用製粉機	０
７．木材加工機械	１２
８．抄紙機	０
９．印刷機械	１２
１０．合成樹脂用射出成型機	０
１１．鋳造型機	０
合 計	１６７

表１８．振動規制法に係る特定施設の設置工場等実数

特定施設の種類	工場等実数
１．金属加工機械	５
２．圧縮機	２８
３．土石用破砕機等	６０
４．織機	０
５．コンクリート・ブロック・マシン	５
６．木材加工機械	０
７．印刷機械	４
８．ロール機	０
９．合成樹脂用射出成型機	０
１０．鋳造型機	０
合 計	１０２

表１９．岐阜県公害防止条例に係る特定施設の設置工場等実数

特定施設の種類	工場等実数
１．金属加工機械研磨機	１
２．空気圧縮機及び送風機	１０
３．窯業焼成炉用バーナー	３４
４．繊維機械 撚糸機	０
５．紙工機械	１
６．合成樹脂用粉碎機	３
７．高速切断機	３
８．走行クレーン	７
９．クーリングタワー	１３
１０．冷凍機	９
１１．タイル成型用プレス	０
合 計	８１

5. 騒音・振動に係る特定建設作業の届出状況

騒音・振動に係る特定建設作業とは、建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音を生ずる作業であって騒音規制法・振動規制法で定めるもの（資料16、17）を言います。規制区域内において、これらの特定建設作業を行う事業者は、市への届出が必要です。

平成26年度中に本市で行われた特定建設作業は、以下のとおりです。

表20. 騒音規制法に係る特定建設作業

特定建設作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	0
2. びょう打機を使用する作業	0
3. 削岩機を使用する作業	4
4. 空気圧縮機を使用する作業	4
5. コンクリートプラントを設けて行う作業	0
6. バックホウを使用する作業	7
7. トラクターショベルを使用する作業	0
8. ブルドーザーを使用する作業	1
合計	16

表21. 振動規制法に係る特定建設作業

特定建設作業の種類	届出件数
1. くい打機等を使用する作業	0
2. 鋼球を使用して破壊する作業	0
3. 舗装版破碎機を使用する作業	0
4. ブレーカーを使用する作業	4
合計	4